

統計改革の基本方針

平成 28 年 12 月 21 日
経済財政諮問会議

1. 基本的考え方

経済統計は、より正確な景気動向判断だけでなく、我が国経済構造の正確な把握を通じて「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を支える基礎となり、また、国際社会で活躍する我が国民間企業の経営判断を始めとする国民の合理的意思決定の基盤となるものである。

このため、少子高齢化の進展、人々の働き方や世帯構造の変化、情報通信関連技術の発展と新サービスの誕生による経済社会構造の変化に対応し、経済動向を的確に捉え、より正確な景気動向の把握を行うよう、最近の諸外国の取組も踏まえつつ、経済統計を整備・改善することは、経済財政政策運営だけでなく、民間経済主体にとっても重要な課題である。もちろん、こうした経済統計は、幅広い国民ユーザーに、わかりやすく、また利用しやすく情報提供されなければならない。

利用者の視点に立った外部からの検証・チェックと、それを可能とする統計関連情報の徹底した情報開示を推進することを通じ、以下（別紙を含む）に掲げた取組を着実に実施に移しつつ、抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備に取り組んでいく必要がある。こうした統計改革を強力に進めるため、統計行政部門の取組を政府として後押し・進捗評価する仕組みの構築、統計行政部門の実施体制の強化等を通じて、我が国の統計システムのガバナンスを構築する。あわせて、そうした抜本的改革を進めるためにも、我が国統計分野が抱える構造的課題に対処していく。

このような認識に立ち、以下により、政府一体となって統計改革を推進する。

2. 具体的取組

(1) 正確な景気判断のためのGDP統計を軸にした経済統計の改善

- ① GDP統計を軸とした経済統計について、別紙のⅠ.及びⅡ.に沿って、精度改善、情報開示の拡充に計画的に取り組む。なお、別紙に記載されている実施日程については、実施の迅速化等の観点から必要に応じて見直す。
- ② サービス部門統計の充実、GDP統計で新規に必要な統計や各産業別のデフレーターの開発に取り組む。
- ③ こうしたGDP統計の改善工程表を来春を目途に取りまとめる。
- ④ GDP統計等の精度改善に向けて、これらの課題やさらに取り組むべき課題について、統計委員会で精査・具体化する。
- ⑤ ビッグデータや行政記録情報を景気動向把握や統計の精度向上に活用するとともに、経済統計の公表早期化や地域別の集計のあり方など統計利用者の利便性の向上の取組の具体化を進める（別紙のⅢ.）。

(2) 府省横断的な統計整備の推進

- ① サービス産業の実態把握をより適切に行うため、総務省と経済産業省が所管する統計調査を整理・統合し、調査内容の充実を図る。
- ② 生産面のGDP統計の充実に資するよう、総務省は、産業連関表について、産業・商品ごとの生産・投入構造をより精緻に把握するための手法を検討する。

(3) 統計委員会・統計行政部門の強化等

(1) 及び(2)に掲げた改革の取組を円滑に進めるため、我が国統計分野が抱える構造的課題に対処する。このため、統計委員会に勧告機能を設けるなど別紙のIVに掲げた取組を行い、統計部局の人員、予算等について検討する。また、ユーザー視点に立って取組を推進するため、統計委員会及び統計部局は、他の政策担当部局や民間ユーザーの意見要望の把握と誠実な対応をするための仕組みを整備し、ニーズや諸外国の取組を踏まえた統計の企画立案や提供に努めることとする。

(4) 公的統計の整備に関する基本的な計画の前倒し改定

(1) から(3)まで及び公的統計整備に関する近年の取組の成果を踏まえ、現行の公的統計の整備に関する基本的な計画を平成29年中に見直し、新たな統計整備方針を確立する。

3. 統計改革推進会議（仮称）の設置

政府全体におけるEBPMの定着、国民のニーズへの対応等の統計行政部門を超えた見地から推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議（仮称）を設け、改革の大きな方向性を取りまとめるとともに、改革の進捗状況をチェックする。

統計改革推進会議では、以下に掲げる抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備について検討し、具体的な方針を取りまとめ、来夏の骨太方針に反映するとともに、統計委員会、関係府省等が連携して進める具体的取組の進捗状況をチェックし、改革を後押しする。

- GDP統計の精度向上、生産面を中心に見直したGDP統計への整備等、経済統計の改善
- 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）
- 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）

経済統計改善の取組方針

I. GDP統計に用いられる基礎統計の改善

GDP統計の推計に用いられる各種基礎統計について、精度の向上、調査対象の拡大、公表の早期化など以下の表に示された取組を行うことにより、GDP統計の推計の精度向上を図る。基礎統計の見直し結果のGDP統計の推計への反映については、四半期速報(QE)、年次推計、基準改定のタイミングで随時実施する。また、改善された個別の基礎統計を活用し、より正確な景気判断を行う。

<民間最終消費等>

1-1. 家計調査【総務省】

対応方針	実施日程
① オンライン家計簿の導入などICTを積極的に活用することで、報告者負担を軽減しつつ、調査の質の更なる向上を図る。	① 2018年1月からの実施に向け、2016年度中に結論を得る。
② 総務省において開催されている「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」における議論を踏まえ、国の消費全般の動向を、マクロ、ミクロの両面で捉える新たな指標を作成する。	② 研究会の議論を踏まえ、可能な限り早期に実施。
③ 調査対象世帯の年齢や世帯構造について検証を行い、調査結果の補正について検討する。	③ 継続実施。

1-2. 家計消費状況調査【総務省】

対応方針	実施日程
調査の質の更なる向上の観点から、調査票回収督促及び内容審査の強化に必要な措置を講ずる。	予算措置などの状況を踏まえ、2017年度を目標に実施。

<民間企業設備投資・民間在庫投資>

1-3. 法人企業統計調査【財務省、内閣府】

対応方針	実施日程
① 調査のオンラインシステムと会計ソフトとの連携等により調査負担を軽減し、回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。	① 2019年度から実施。
② 督促、欠測値の補完方法の改善を図る。	② 2016年度から検討。
③ 四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1次QE推計に間に合うように早期化を図る。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。	③ 2016年度から検討。2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う。
④ 四半期報の早期化を前提に、研究開発投資を調査項目に追加する。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。	④ 2016年度から検討。2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う。
⑤ 設備投資のサンプル断層調整値を公表する。	⑤ 2016年度中に結論。

<公的固定資本形成>

1-4. 建設総合統計【国土交通省、内閣府】

対応方針	実施日程
① 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認する。	①②2017年度中実施。
② 公的資本形成について、QEとGDP年次推計とのかい離の原因について検証を行う。	

<総固定資本形成・住宅投資>

1-5. 建築着工統計【国土交通省】

対応方針	実施日程
① 工事費予定額の定義の明確化と周知による報告の正確性向上。	①②③統計委員会における審議を踏まえ、2017年度以降、段階的に実施。
② 異常値、外れ値への対応の徹底。	
③ 工事費予定額と完成工事費とのかい離を調査する「補正調査」の精度向上とその公表。	

1-6. 建築物リフォーム・リニューアル統計の改善とSNAへの反映【国土交通省、内閣府】

対応方針	実施日程
① 調査基準期間を半年から四半期に変更するとともに、SNAで固定資本形成に含まれる「改装・改修工事」と、中間消費に含まれる「維持・修理」に分けて調査し公表する。	① 2016年度より新調査を実施し、公表。
② 遡及系列を作成し、公表する。	② 2019年度予定の平成27年産業連関表に反映の上、2020年度目途に予定されている次回のSNA基準改定に反映されるよう実施。
③ 新調査による結果の蓄積を得て、SNAへの反映に際しての手法や影響、課題について検討を行う。	③ 2018年度までに実施。

<外需等>

1-7. 国際収支統計【財務省、日本銀行、内閣府】

対応方針	実施日程
① 次回国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討する。	① 次回IMF国際収支マニュアル改訂への対応時に検討。 (注) IMF国際収支マニュアルの改訂時期は未定。
② 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法を検討する。	② 2019年度を目途に結論を得る。
③ 「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について検討する。	③ 2019年度を目途に結論を得る。

1-8. 訪日外国人消費動向調査【国土交通省】

対応方針	実施日程
都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大する。	2016年度に予備調査を実施し、2018年から本格調査を行う。

<生産やサービス産業などの経済活動の基礎統計>

1-9. サービス統計全般（体系的整備）【総務省、経済産業省、関連統計作成府省】

対応方針	実施日程
<p>サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「サービス産業動向調査」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握 ● 結果公表の早期化・安定化 	<p>2019年度からの統合に向け、2018年度までに結論を得る。</p>

1-10. サービス統計全般（内容充実）【統計委員会】

対応方針	実施日程
<p>統計委員会において、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議する。</p>	<p>2016年度から開始。</p>

1-11. 生産物分類【総務省】

対応方針	実施日程
<p>新サービス捕捉の観点から生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。</p>	<p>2017年度以降、段階的に検討を進める。</p>

1-12. 企業統計全般【総務省、関連統計作成府省】

対応方針	実施日程
<p>売上高等の集計における消費税込み・抜きを選択制を徹底する。</p>	<p>関係府省間の合意を踏まえ順次実施。</p>

<デフレーター>

1-13. 消費者物価指数【総務省】

対応方針	実施日程
<p>① 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について検討する。</p>	<p>① 2017年度の可能な限り早期に研究結果を公表し結論を得る。</p>
<p>② 2020年基準改定におけるサービスの価格（冠婚葬祭サービスなど）の更なる把握拡充について検討を行う。</p>	<p>② 2018年度までに結論を得る。</p>
<p>③ インターネット販売価格の更なる捕捉及び2020年基準改定における採用の可否を検討する。</p>	<p>③ 2018年度までに結論を得る。</p>

1-14. 企業向けサービス価格指数【日本銀行】

対応方針	実施日程
既存の統計では捕捉できていない卸売サービス、特許貸出サービスについて、新たに調査対象とする。	2018 年央までに結論を得て次回の基準改定（2019 年央）より実施。

1-15. 既存統計で捕捉できていない価格の把握【日本銀行、内閣府、総務省、関連省庁】

対応方針	実施日程
医療・介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法、及び建設（市場取引価格ベース）、小売サービス（マージン）の価格の把握手法について研究する。	2017 年度から開始。

<雇用者報酬>

1-16. 毎月勤労統計【厚生労働省】

対応方針	実施日程
① 2020 年からのローテーション・サンプリングの導入に向けて着実に準備を実施する。	①②③ 統計委員会の答申を得て、2018 年より実施。
② 継続標本による参考指標を作成し公表する。	
③ 標本抽出に事業所母集団データベースを用いる。	

<産業連関表>

1-17. 産業連関表【産業連関表作成府省】

対応方針	実施日程
自社開発ソフトウェアや研究開発の固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性の強化を図る。	2019 年度に予定されている平成 27 年産業連関表の公表までに検討。

1-18. 産業連関表、国民経済計算【産業連関表作成府省、内閣府】

対応方針	実施日程
基本価格表示の産業連関表の作成について、平成 27 年表での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を行う。	2020 年度までに結論を得る。

Ⅱ. GDP統計の加工・推計手法等の改善

GDP統計については、加工・推計手法の改善として、四半期速報の精度向上、景気判断向上のための新たな四半期系列の作成、現行SNA基準では未計上の新分野の取込みを行うとともに、情報開示の拡充によりユーザーの利便性の向上を図る。また、GDP統計に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化する。

対応方針	実施日程
家計調査、法人企業統計等の需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発など消費・投資の基礎統計の利用法の改善を図る。	可能なものは2017年末実施。
<ul style="list-style-type: none"> ① 家計の可処分所得、貯蓄の速報値を参考系列として公表する。 ② 生産面、分配面の四半期別GDP速報を参考系列として公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2018年度中の参考系列公表に向け検討 ② 2018年度末までに取扱いについて結論。
娯楽作品の原本（映画等）を総固定資本形成に計上する。	2020年度中目途の次回基準改定での実現に向け検討。
<ul style="list-style-type: none"> ① 拡充した推計手法解説書（デフレーター推計手法の詳細を含む）を公表する。 ② 従前の民間エコノミストとの意見交換（年一回程度）を拡充し、経済団体、統計研究者、各政策当局とのコミュニケーションを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2016年度中に実施。 ② 2017年度から順次実施。
<ul style="list-style-type: none"> ① 国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施。 ② 研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施。 ③ 新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。 	①②③2017年以降実施

Ⅲ. 新たなデータ源の活用と統計利用者の利便性の向上

1. 新たなデータ源の活用

(1) 景気動向把握におけるビッグデータの活用

① 早期かつ精緻な景気動向把握に資するビッグデータの活用の推進

ビッグデータについて、データ持つ特性を考慮しつつ、経済・物価動向等の把握に活用する。

- ビッグデータを活用した経済指標等の開発にあたっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。
(関連府省)
- ビッグデータを用いた新たな景気動向把握のための指標として、POS データをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。
(内閣府)
また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。
(内閣府)

② ビッグデータ活用に関する環境・体制整備等の課題

ビッグデータを政府の統計に活用するに当たっては、データ提供を行う企業負担にも配慮しつつ、データを適切に利用するための環境を整備するとともに、データを適切に処理し調査に活かす専門人材の育成を図る。

- ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用を努める。
(統計委員会、各府省)
- 匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、関係府省に対して技術的な支援を行う。
(総務省)

(2) 景気動向把握における行政記録情報等の活用

より正確な景気動向把握と経済統計の改善の観点から、以下のような行政記録情報の活用方策を政府全体として進めていく。

① 行政記録情報の景気動向把握等への活用

- 行政記録情報について、既存の経済統計を補完する観点から積極的な活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に研究を行う。
(内閣府、財務省)

② 行政記録情報や法人番号等の活用による政府統計の精度向上

- 行政記録情報を統計の改善・補完に積極的に用いるために、各企業統計における企業情報を法人番号によってひも付けすることが重要。このため、各府省は所管する

企業統計の調査票に法人番号欄を設けるなど、事業所母集団データベースへ法人番号を登録することに協力する。また、法人番号や税務情報を含む行政記録情報の活用により、事業所母集団データベースの企業情報をさらに整備する。

(総務省、各府省)

③ 行政手続きそのものを含めた行政記録情報の電子化の徹底

- 行政手続きの電子化を徹底して進め、電子的に利用可能な行政記録情報（法人番号含む）を拡張する。
(全府省)

3. 統計利用者の利便性の向上

(1) 公表の早期化

早期化と精度のトレードオフにも留意しつつ、電子化の推進や付随する事務手続きの簡略化等により、経済統計全般について可能な限り公表の早期化を行う。

- 統計調査を行うに際して、データの電子化やオンライン調査の普及を進め、集計事務の効率化・早期化、調査内容の充実とともに、調査回答負担の軽減を実現する。
(総務省、経済統計調査に関連する全府省)
- 統計調査の公表に係る作業・処理工程の見直しを図る。また、各府省における効率化努力に係る成功事例については互いに共有し、他の府省での展開につなげる。
(総務省、経済統計調査に関連する全府省)

(2) 地域区分のあり方

各政府統計間で異なっている地域区分について、各統計の比較・再集計を可能にすることにより、利用者の利便性の向上を図る。

- 2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加し、また、ユーザーの利便性向上の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大に向けて検討を進める。
(総務省)
- 統計委員会は、総務省の検討を踏まえ、利用者の利便性の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大、地域区分を含む統計比較可能性向上等の取組についての統計作成府省の取組進捗の確認をする。
(統計委員会)

IV. 経済統計改善のための体制強化

1. 統計委員会の機能の発揮・充実強化

- ① 政策立案者、研究者、民間エコノミスト等の定期的な意見交換の場を設置する。
- ② 統計精度改善のためのPDCAスキームを平成29年度から本格的に運用する。
- ③ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究課題を審議するとともに、研究機能を強化する。
- ④ 統計委員会における統計改善に向けた勧告・フォローアップ機能を強化する。

2. 統計実施機関の体制強化

- ① 利用者の視点からの改善提案の組織的収集・反映の仕組みを構築する。
- ② 総務省統計基準担当統括官部局の企画立案機能の強化及び同部局の専門性強化、各府省の統計改善実行責任者の明確化等を行う。
- ③ 統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図る。
- ④ 大学や民間研究機関の統計人材の積極的活用、民間事業者の育成等に取り組む。

3. 統計人材育成・各府省の支援

- ① 統計研修所における「官庁データサイエンティスト」など高度な統計専門人材の育成を推進するとともに、各府省の経済統計改善技術の向上を図る。
- ② 総務省は、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行うとともに、各府省への支援を強化する。

4. 統計分野の業務効率化等

- ① 重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進する。
- ② 行政記録情報・業務統計の適切な利活用環境を整備するとともに、民間統計の活用を図る。
- ③ 予算の充実・メリハリ、国・地方の効率的統計実施体制に向けた見直しを進める。
- ④ 統計作成・提供プロセスにおける電子化を徹底して推進する。